

## 電気設備精密点検業務委託仕様書

### 1 精密点検概要

- (1) 件 名 電気設備精密点検業務委託
- (2) 履行場所 横浜市南区六ツ川 2-138-4  
地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立こども医療センター
- (3) 契約期間 令和5年4月1日～令和5年12月31日
- (4) 点検箇所 第1回目 令和5年5月20日(土)～令和5年5月21日(日) (予定)  
及び実施日 周産期棟・管理棟・車庫棟  
内 電気室等及び付属する電気系統  
第2回目 令和5年10月28日(土)～令和5年10月29日(日) (予定) の2日間  
本館地下・本館・周産期棟・車庫棟  
内 電気室等及び付属する電気系統  
この他、契約期間内に行う点検前後の当センターとの打ち合わせ会議に出席すること。  
※緊急事態宣言等の理由により、点検日が変更、又は中止になる可能性があることを承知しておくこと。
- (5) 内 容 神奈川県自家用電気工作物保安規程第18条に基づく定期点検・測定を行う。

### 2 共通事項

- (1) 業務内容  
別紙1「対象機器別点検項目」に基づき別紙2「電気設備点検一覧表」の点検・測定を行う。
- (2) 共通仕様  
本仕様書に記載してある事項以外は、電気事業法、電気設備技術基準、日本工業規格（JIS）等関連法規によるものとする。
- (3) 名簿  
本業務の実施に際し、作業責任者及び作業員名を記載した名簿を事前に提出すること。
- (4) 工程表  
本業務の実施に際し、事前に監督員（当センター電気主任技術者）と協議の上、工程表を提出すること。
- (5) 施設の一部使用  
本業務に際し、必要により承認を得て、施設の一部を無償で使用することができる。  
ただし、使用に際しては最小限にとどめ、使用後は原状復旧し、清掃等を行うこと。
- (6) 事故防止  
本業務の実施に際し、事故の未然防止及び設備の機能低下の防止に努めること。
- (7) 時間の厳守  
工程表に予定された時間内に作業が終了するように努め、やむを得ず予定時間を超える場合は、速やかに発注者と協議すること。
- (8) 測定機器類の搬入  
測定機器類の搬入は、監督員等が指定した場所に整理保管すること。

(9) 保護具の点検

保護具の点検は、5月、10月の精密点検実施の前に監督員と日程を協議の上、実施すること。

3 特記事項

(1) 臨機の処理

誤作動等により当センターの運営に支障を来さぬよう十分注意を払うとともに、万が一事故等が発生した場合は、受託者の負担により速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を発注者に報告すること。緊急手術等不測の事態により点検を中止せざるをえない場合は、発注者の指示に従い、別日の点検等の協議をすること。

(2) 記録

点検終了後その結果を取りまとめ、箇所ごとの作業写真と併せ2部提出すること。

(3) その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議して定めることとする。

対象機器別点検項目

項目	No.	対象機器	点検要領	備考
一 受 電 設 備	1	断路器	(1) 構造・点検・清掃(受けと刃の接触・過熱・ゆるみ・ 荒れ具合・導電部・締付・碍子の亀裂) (2) 絶縁抵抗測定	
	2	しゃ断器	(1) 構造・点検・清掃(各部締付・碍子の亀裂・破損チェック) (2) 動作試験(操作具合・機構及び開閉表示等チェック) (3) 絶縁抵抗測定 (4) 周産期棟についてはグリス注油	
	3	開閉器類	(1) 構造・点検・清掃(各部締付・碍子の亀裂・破損チェック) (2) 動作試験(操作具合・機構及び開閉表示等チェック) (3) 絶縁抵抗測定	
	4	母線	(1) 構造・点検・清掃(接続部・締付・碍子損傷・破損・ 導電部過熱・ゆるみ・接触具合・ 母線フレーム及びボルト類締付) (2) 絶縁抵抗測定	
	5	受電用変成器	(1) 構造・点検・清掃(各部締付・碍子の亀裂・破損・油漏れ・ 油量・外観等チェック) (2) 絶縁抵抗測定	
	6	計器用変圧器	(1) 外観・点検・清掃(各部締付・碍子の亀裂・損傷・ 変色等チェック) (2) 絶縁抵抗測定 (3) 接地抵抗測定	
	7	避雷針	(1) 構造・点検・清掃(各部の損傷・亀裂・ゆるみ・ 汚損等チェック) (2) 絶縁抵抗測定 (3) 接地抵抗測定	
	8	受配電監視盤	(1) 計器・表示灯・操作スイッチ・全般等チェック (2) 配線の損焼・ゆるみ・断線・接触等チェック (3) シーケンス試験 (4) 絶縁抵抗測定 (5) 保護継電器動作試験 (6) 接地抵抗測定	
	9	電力用 コンデンサー	(1) 構造・点検・清掃(各部締付・外観・油漏れチェック) (2) 絶縁抵抗測定 (3) 容量測定	
	10	電線及び支持物	(1) 外観・点検・清掃(接続部・締付・碍子損傷・破損・電導部・ 過熱・ゆるみ・接触等チェック フレーム及びボルト類締付) (2) 絶縁抵抗測定	
	11	受電盤	(1) 構造・点検・清掃(ケーブル腐食・亀裂・損傷等チェック) (2) 耐圧試験 (3) 絶縁抵抗測定 (4) 接地抵抗測定	
	12	監視盤	No. 8受電盤と同じ	

一 ・ 配電設備 (屋外電線路を含む)	1	断路器 しゃ断器 開閉器類	受電設備用と同じ	
	2	配電盤	(1) 計器・表示灯・操作スイッチ・全般等スイッチ (2) 配線の損焼・ゆるみ・断線・接触等チェック (3) シーケンス試験 (4) 絶縁抵抗測定 (5) 保護継電器動作試験 (6) 接地抵抗測定 (7) 計器較正	
	3	配電用変圧器	(1) 外観・点検・清掃(各部締付・碍子の亀裂・損傷・ 変色等チェック) (2) 絶縁抵抗測定 (3) t a n d測定 (4) 接地抵抗測定	
	4	電線及び支持物	(1) 外観・点検・清掃(接続部・締付・碍子損傷・破損・ 導電部・過熱・ゆるみ・接触等チェック フレーム及びボルト類締付) (2) 絶縁抵抗測定	
	5	ケーブル	(1) 構造・点検・清掃(ケーブル腐食・亀裂・損傷等チェック) (2) 絶縁抵抗測定 (3) 耐圧試験 (4) 接地抵抗測定	

電気設備点検一覧表

別紙2

		本館地下電気室	本館地下非常用発電機室	本館6階電気室	周産期棟電気室(非常用発電機室含む)	管理棟電気室	車庫棟電気室	車庫棟非常用発電機室	その他	合計	
1	高圧絶縁抵抗測定<回路>	4	—	11	21	19	3	—	—	58	
2	高圧ケーブル直流劣化試験<系統>	—	—	4	2	1	2	2	—	11	
3	継電器<台>	過電流継電器 2素子	3	2	10	16	7	2	2	—	42
		地絡継電器	2	1	—	8	1	2	2	—	16
		不足電圧継電器	1	2	1	6	1	—	2	—	13
		地絡過電圧継電器	—	1	—	—	—	—	—	—	1
		過電圧継電器	—	2	—	2	—	—	2	—	6
4	遮断器、開閉器<台>	遮断器 V C B	3	—	14	16	7	3	—	—	43
		真空電磁接触器 V C S	—	—	—	3	—	—	—	—	3
		高圧交流負荷開閉器 L B S	—	—	23	6	18	—	—	—	47
		開閉器 A S, G S	—	—	—	—	4	—	—	—	4
		断路器 D S	1	—	5	4	13	—	—	—	23
5	計器用トランス<台>	計器用変圧器 (V T × 2)	3	—	3	5	1	3	—	—	15
		計器用変圧器	—	—	—	—	1	—	—	—	1
		計器用変流器 (C T × 2)	3	—	10	14	7	3	—	—	37
6	トランス<台>	乾式変圧器	—	—	21	11	1	—	—	—	33
		油入変圧器	—	—	—	—	14	—	—	—	14
7	コンデンサ<台>	—	—	4	3	3	—	—	—	10	
8	リアクトル<台>	—	—	4	3	3	—	—	—	10	
9	零相蓄電器<台>	—	1	—	1	—	—	—	—	2	
10	接地抵抗測定<回路>	6	1	—	9	14	3	—	—	33	
11	避雷器<台>	—	—	—	1	1	—	—	—	2	
12	配電盤<台>	2	—	34	28	12	6	—	—	82	
13	低圧漏電レ-動作試験 (B種接地用)<箇所>	—	—	27	—	—	—	—	—	27	
14	保護具	操作用ディスコン棒<本>	—	—	—	—	—	—	—	26	26
		高圧手袋<組>	—	—	—	—	—	—	—	6	6
		高圧ゴム長靴<足>	—	—	—	—	—	—	—	6	6
15	盤清掃増締点検<式>	高圧盤	1	—	1	1	1	2	—	—	6
		低圧盤	—	—	1	1	1	1	—	—	4
16	所内機器及び母線清掃増締点検<式>	1	—	1	1	1	2	—	—	6	
										587	